

議案関連質疑

横浜のみわ智恵美です。

認定第2号、平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質問します。

(1) 第一に、保険料の値上げについてです。

政府は2012年3月、社会保障と税の一体改革関連法を強行可決し、2014年4月との消費税増税を決めました。増税分は社会保障に回すといいながら、2013年12月には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」をこれも強硬に可決させて、消費税増税しながら、後期高齢者支援金の全額総報酬割制の導入を決めました。そして、昨年当議会第一回定例会で「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」を行い、2014年度と2015年度の保険料率を決めました。均等割額はプラス1,481円、所得割率はプラス0.29%とそれぞれ引き上げました。一人当たりの平均保険料では、東京に次ぐ2番目に高い保険料となっています。

後期高齢者医療制度導入以降、保険料軽減措置が次々と導入され、それが恒久措置となるなど、高齢者の実態に合わせた負担軽減策が何とか実行されました。消費税8%への増税に加え、介護保険等の負担増など推し進められる中で、後期高齢者の生活を圧迫する値上げが行われたことについて、広域連合長の見解を伺います。

(2) きめ細やかな納付相談について

制度開始時には2万人を超える保険料滞納者がいました。低所得者への保険料軽減措置が取られる中でも、1万3千人台の滞納者がいます。如何に、後期高齢者の生活実態から保険料負担が耐え難いものであるかを物語っています。これまでの短期証の交付件数や交付基準は県内の自治体によって異なり、差し押さえ件数についても自治体により差があります。

件数の多い自治体は、納付相談において高齢者等に対する配慮がなく、一律の対応を取っているのではないのでしょうか。自治体職員の問題ではなく、自治体リストラのために人員の減少で、住民に行き届いたサービスができなくなっているのではないのでしょうか。滞納者への早期の対応が、納付が困難な方を発見するだけでなく、命に係わる事態を未然に防

ぐことにもなるのではないのでしょうか。きめ細やかな納付相談が、高齢者の安心や安全のためにも必要と考えますが、広域連合長の見解を伺います。

(3)調整交付金の具体的な要望について

保険料を高めている要因の一つに、国からの調整交付金の減額があります。神奈川県は被保険者の所得額が高いとの判断で、交付額が少なくなっています。神奈川県内の後期高齢者は、全国で一人あたりが30番目という医療費の状況です。このような実勢を加味することや、特に低所得者数に着目した方式にするなど、国に対して調整交付金増加を要望して保険料の抑制を図るべきだったと思いますが、国への要望は具体的にはどのように行ってきたのでしょうか。

(4)神奈川県独自の保険料軽減について

また、東京都のように、神奈川県においても、葬祭費・審査支払手数料・保健事業・財政安定化基金拠出金・収納率による影響分を求めて、保険料の軽減策を独自に導入すべきと考えますが、この点についての連合長の見解を伺います。